

審査の結果の要旨

氏名 渡辺千尋

1. 論文の主題と特色

本論文は、両大戦間期のフランスにおいて移民政策がいかに形成されたのかを解明することを課題としている。この課題の意味は、第1に、従来の研究では1945年秋の二つの行政命令(オルドナンス)によって移民政策の原型が形成されたと考えられてきたのに対して、第2次世界大戦終了直後にそうした命令を発することができた歴史的背景を探ることにあり、また、第2に、第1次世界大戦前の民間による移民導入と、第1次世界大戦期の政府による移民導入を経験した後の戦間期に、民間団体と政府組織とのいかなる関係の中で移民の導入と管理が図られたのかを探ることにある。

2. 論文の構成と内容

予め本論文の章別構成を示すなら以下のとおりである。

序 章

第1章 1920年代における外国人労働者の導入と国家の対応 —移民常任省間委員会の議論を手がかりとして—

第2章 1920年代における外国人労働者の組織化 —移民会社(SGI)の活動を中心に—

第3章 1927年8月国籍法の成立とその意義

第4章 恐慌期の労働市場と外国人労働者 —1932年8月10日法とその影響—

第5章 人民戦線期における移民政策の改革とその挫折

終 章

初出一覧

参考文献

序章ではまず、フランス移民政策史における両大戦間期の位置について、ユダヤ人迫害の行われたヴィシー期を挟むことによって第2次世界大戦後との間には断絶性があるものの、1945年11月2日オルドナンスによって設置された国立移民局の構想は解放期に突然出現したのではなく、1920年代に、移民政策の責任機関を設置する必要性がたびたび議論されてきたことに現れているように、戦間期の議論と行政構造を継承する面もあることが示唆される。そのうえで、序章は先行研究を整理する中から、「国家管理の強化か、流入の自由(あるいは企業の自由)か」という二元論ではなく、国家機構と民間組織の相互補完関係において移民政策を分析する視点」(5ページ)を再確認して、両大戦間期のフランスにおける移民政策の形成過程を、雇用主組織に対する国家統制という観点から考察して、民間団体と政府の諸機関の間で交わされた議論を分析することで、移民政策史における戦間期の特徴を明らかにするという課題が設定される。

第1章は、戦間期のフランスが復興に必要な労働力を調達するために、ポーランド、イ

タリア、チェコスロヴァキアと二国間協定を締結するものの、移民政策の責任機関は設置されず、外務省、労働省、農業省、公共事業省、内務省に業務と権限が分担され、各省間の移民関連の政策を調整する場として移民常任省間委員会(Commission interministérielle permanente de l'immigration)が設置された経緯を明らかにして、そこでの議論の状況から移民政策の展開するさまが跡付けられる。移民の募集・移送・導入などの実務は移民会社(Société générale d'Immigration, SGI)など民間団体に委ねられ、政府組織と民間団体の間には相互依存関係が築かれた。しかし、1920年代末になると、ポーランド政府よりSGIの移送料金の高さが問題視されたのにもない、農業省とSGI、また、農業省と労働省の関係が悪化した結果、SGIなど移民事業を行う民間団体の認可の更新条件が定められるなど統制強化の方向性が打ち出された。

第2章では、移民事業を行う民間団体に視点を移して、SGIという特殊な会社の性格や活動実態が明らかにされる。第1次世界大戦中に禁止されていた民間団体の国外での労働力募集事業を再開することを目指して、炭鉱協会は、統一的な組織としてSGIを設立し、ポーランド当局の介入を阻止しようとした。SGIは戦間期フランスの移民労働力の組織的な募集に大きな力を発揮し、炭鉱業以外に、鉄鉱山、農業、製糖業などにも労働力を供給し、また、それら労働力の定着を計るために家族移民の導入に着手し、スイスにも姉妹会社を設立して、移民・植民事業を広汎に展開するようになる。しかし、同時に、「奴隷商人」、「金儲け主義」などの批判をポーランド、農業省、労働組合、共産党から受けて、20年代末の国家による管理強化に帰着したものの、省間委員会、全国労働力審議会(Conseil national de la main-d'œuvre)、さらに農業省までがSGIから資金提供を受けていたため、SGIと政府組織との相互補完関係が崩れることはなかった。

第3章は1927年の国籍法成立過程を検討する。人口危機の観点から、国籍取得を要望する外国人にとって寛大な制度を用意したという意図は確認できるものの、移民政策の側より見るなら、移民常任省間委員会には国籍法の主務官庁である法務省が参加しないなど、移民政策には国籍付与・帰化・同化の課題が反映されていなかった。この点でも省庁間の関心の不一致が跡付けられる。

第4章は大恐慌期の移民政策を扱う。1930年代初頭の失業の漸増に当初は労働省の行政主導で外国人労働者の導入への規制が始められ、1932年8月の外国人労働者の割当に関する法律の制定で、外国人雇用比率の上限を設けることとなる。しかし、雇用主団体は全国労働力審議会を通じて、この法律の制定過程と適用過程の両方に介入したのだが、その背後に、外国人労働者が熟練職種・半熟練職種でも広く必要とされており、フランス人失業者による代替が困難という事情が作用していた。さらに1936年に週40時間労働法が制定されてからは、産業界の意向を反映して、熟練労働者に関しては導入が再開されることとなり、単なる量的な規制から、労働力の質を考慮した規制へと転換した。

第5章は、人民戦線期の移民政策の変化を論ずる。この時期にはじめて、移民政策全般に責任を負う移民閣外相補佐官という職が新設されて、抜本的な改革が目指されるが、関連省庁や省間委員会の抵抗に直面して改革は実現しなかった。とはいえ、この時期の改革案では、「同化」という課題が移民政策の中に初めて取り込まれ、またSGIの廃止が企図されるなど、第2次世界大戦後の移民政策の基本的枠組みを先取りする構想が含まれてい

たことは画期的であるとの評価を本論文は与える。

終章は以上の内容をふまえて、以下の三点を確認する。第1に、移民政策では外交関係を重視する外務省と、工業労働力の導入とともに自国労働者の雇用にも配慮しなければならない労働省とが、またSGI問題をめぐって労働省と農業省が対立したように、官民(ないしは移民導入の自由か規制か)の二項対立には還元できない多様性が省庁間に発見され、国家機構側の諸アクターについても政策上の利益がどこにあったかを把握する必要性が示唆される。第2に、SGIへの規制は強化される一方で、1930年代の移民導入規制に際しては雇用主団体の意向に沿った修正がなされるなど、民間団体と政府との相互補完的な関係は密接に保たれていたと推測される。第3に、第5章で明らかにされたとおり、人口的な観点から移民の必要が論じられ、民間団体による募集・導入活動の廃止された第2次世界大戦後の移民政策の素地は人民戦線期に用意されていたと考えられ、戦間期と戦後の移民政策には連続面が検出される。

3. 評価

本論文の最大の貢献は、民間団体と政府諸機関の間の相互補完関係という一貫した観点から、戦間期の移民政策の展開過程を、政策論議と実施状況の両面から実証的に明らかにした点にある。殊に、フランス外務省文書館ナント分館所蔵の移民常任省間委員会文書を初めて用いて、1920年代の移民政策をめぐる省庁間の観点の多様性を解明した第1章や、労働界文書館の炭鉱協会史料に含まれるSGI関連文書およびその他文書を駆使してSGIの事業実態と問題状況を解明した第2章はいずれも、現地の研究においても未着手の領域を開拓した先駆的な業績と高く評価しうる。また、大恐慌期に移民募集に規制が試みられながらも、熟練職種では外国人労働者に依存せざるをえない企業・産業の実状や、資金面も含めたSGIと政府諸機関との間の相互依存関係など重要な事実を発見した第4章、第二次シヨータン内閣において企図された移民政策の転換が、実現はしなかったものの、第2次世界大戦後のいわゆる現代的移民政策の先取りともいいうる内容を含んでいたことを解明した第5章なども含めて、本論文は総じて、従来の研究では政策不在の時代と概括されてきた戦間期の移民政策を、総合的に、また、19世紀末から現在までの長い時間軸の中での変化の相として、実証的にとらえることに成功しているとみなすことができる。

とはいえ、本論文には以下の弱点も含まれている。まず第1に、フランスの研究状況や背景知識に精通していない日本の読者に対しては不親切な説明不足が散見されることである。殊に、SGIに関心を集中したあまり、1922年より1931年の10年間に導入された外国人労働者のうち民間団体の関与しないものが三分の二を占めるなど、本論文の主題にとって背景的なことがらの説明を欠いている点や、「同化」、「帰化」、「統合」など移民政策上、重要と考えられる概念が定義されずに用いられている点は、適切な補足説明を必要とするであろう。また、第3章の1927年国籍法の成立についての叙述内容を、いかなる意味で、本論文全体の移民政策の展開過程についての叙述と関連させようとしているのかについても明晰な意味付けが必要である。第2に、本論文で扱う戦間期が、移民政策上は一つの連続した時期なのか、それともその中に重大な断絶を含む時期なのかについて必ずしも明示的ではなく、どちらにも読み取りうる叙述がなされており、対象時期の設定の意味と叙述され

た内容とを整合させる必要がある。第3に、論文題目「フランスにおける移民政策の形成過程 —1918—1939年—」に端的に表れているように、本論文は、その課題・方法から、発見された事実、結論までを貫く特徴が自覚的に表現されておらず、この論文が、従来の移民政策研究と現代フランス史研究の両方に、いかなる重要な知見や論点を付加したのかをより明晰に提示する必要があるだろう。

このような弱点があるとはいえ、本論文の実証的で多彩な内容は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を有していることを十分に明らかにしている。したがって、審査委員会は全員一致で、本論文の著者が博士（経済学）の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達した。